

# 道路の移動円滑化整備 ガイドラインの策定

国土交通省道路局企画課長補佐

はたけなか ひでと  
畠中 秀人



## はじめに

国土交通省では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)の施行を受け、「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(平成12年建設省令第40号)を制定するとともに、同基準の運用・解説となるガイドラインを策定している。

これら基準、ガイドラインの策定にあたっては、有識者、関係団体、福祉関連に携わる専門家、行政担当者等から構成される「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」(座長：久保田尚埼玉大学大学院助教授、以下「懇談会」)において議論いただくとともに、パブリックコメントを実施して広くご意見をいただいている。

平成13年に策定した「道路の移動円滑化整備ガイドライン(基礎編)」(歩道等、立体横断施設(横断歩道橋等)、視覚障害者誘導用ブロック)に引き続き、ガイドラインの全体版について原案を作成し、パブリックコメントを昨年9月から10月まで実施したところ、305件という多くの意見をいただいた。それらの意見を踏まえた修正を行ったものを同年11月29日の懇談会に諮り、ガイドラインの全体版を確定したところである。

完成版において基礎編から追加された内容は、

歩車道境界部の形状、乗合自動車停留所(バス停)、路面電車停留場、自動車駐車場、案内標識、道路照明施設、積雪寒冷地における配慮、駅前広場となっている。本稿では、追加された部分を中心に、その概要を紹介する。なお、内容の詳細については、参考文献によらねたい。



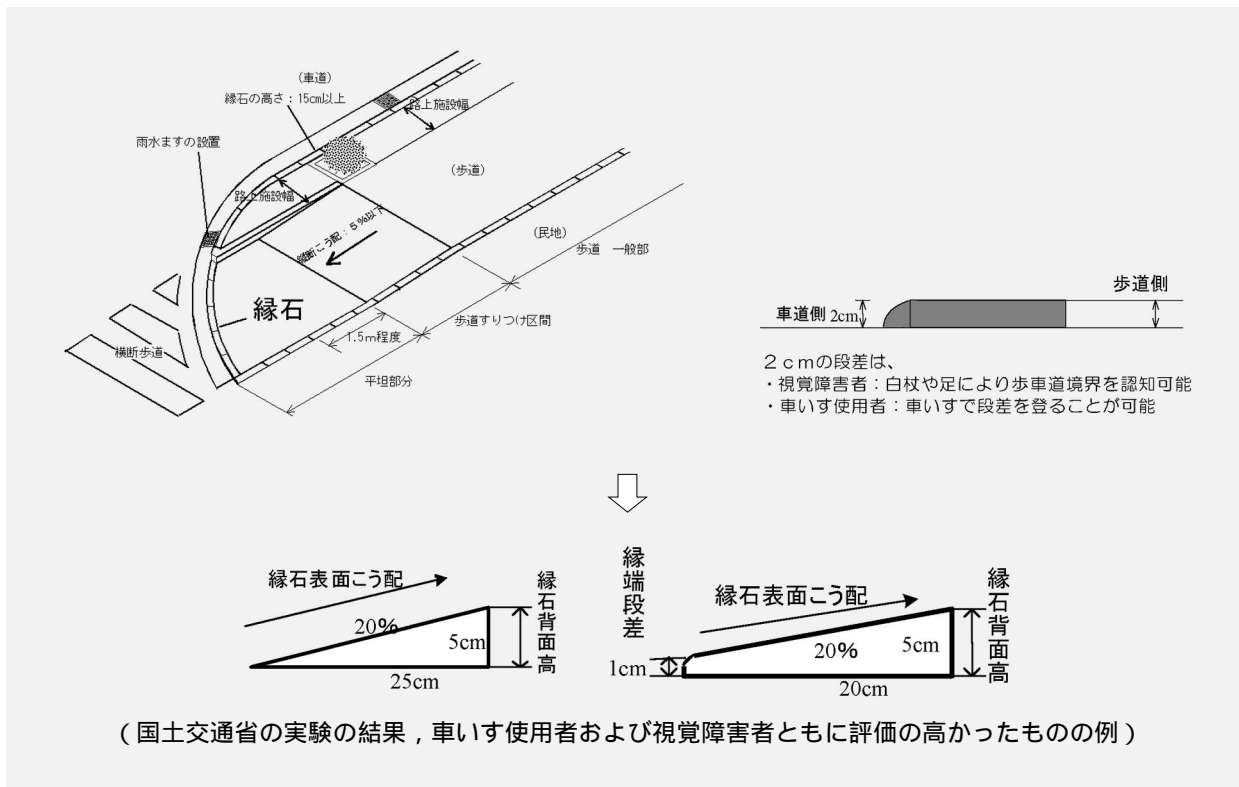
## ガイドラインのポイント

本整備ガイドラインは、高齢者、身体障害者等をはじめとする利用者のニーズはもとより、すべての人にとって使いやすいものが望ましいというユニバーサルデザインの考え方に配慮しており、本整備ガイドラインに沿った整備を進めることにより、すべての利用者にとって使いやすい道路空間としていくこととしている。

個々の項目の内容については、以下のとおりである。

### (1) 歩車道境界段差

歩車道境界の段差については、段差を2cmとすることのみでは視覚障害者の識別性および車いす使用者の通行性を高いレベルとすることができない、また、安易に0の段差として視覚障害者の識別性を確保されていない事例があるといった意見が懇談会で出され、実験による検証を行うように指摘を受け、実験を実施してきたところである。



その結果を踏まえ、歩車道境界の縁端段差について以下を規定している。

- ・段差は標準 2 cm とする
- ・視覚障害者誘導用ブロックや縁石形状、突起等で視覚障害者の識別性を確保すること等の条件が満たされれば、2 cm 未満の段差を整備することも可能とする

### (2) 乗合自動車停留所（バス停）

乗合自動車停留所には、ベンチおよびその上屋を設けることを規定するとともに、事例を示している。

乗合自動車停留所にバスが停留所から離れずにぴったり停車することは車いす使用者、高齢者に

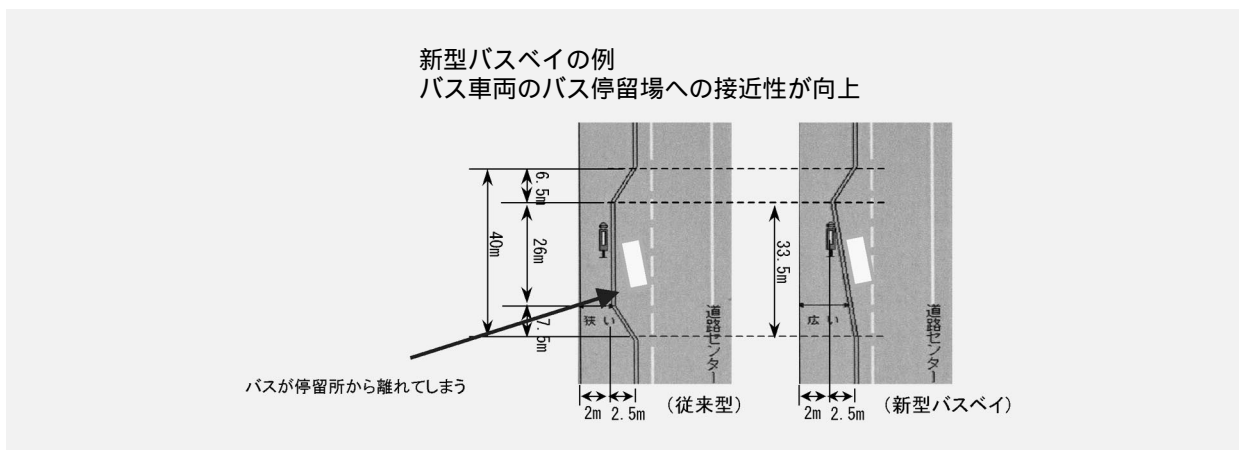
とって重要であり、そのための工夫について例示している。

また、高齢者、身体障害者等のバスへの乗降を容易にするために、停留所の部分の高さを15cm（一般部は5cm）とすることを規定している。

### (3) 路面電車停留場

乗降場の有効幅員は、両側を使用するものにあつては2 m 以上、片側を使用するものにあつては1.5 m 以上確保することを規定している。また、車いす使用者等の通行を考慮し、乗降場と路面電車の車両の乗降口の床面とはできる限り平らにすることを規定している。

乗降場は、利用者の安全性を確保するために、





柵、車両衝突防止用の設備を設けるとともに、乗降場と車道等の間をスロープとすることを規定している。

#### (4) 自動車駐車場

下記について規定している。

- ・身体障害者用駐車施設については、車いす使用者等に考慮した設置数、大きさ(幅3.5m)、構造、

#### 案内表示等

- ・同乗する身体障害者の円滑な乗降を確保するための身体障害者用停車施設の設置位置、大きさ等
- ・屋外に設けられる自動車駐車場の身体障害者用駐車施設・停車施設および通路には、屋根を設けるものとする・自動車駐車場に設置する便所については、大きさ、出入口、手すり等車いす使用者等に配慮した構造とすること
- ・その他、場内の案内施設、視覚障害者誘導用ブロック、照明施設、発券機・精算機等

#### (5) 案内標識

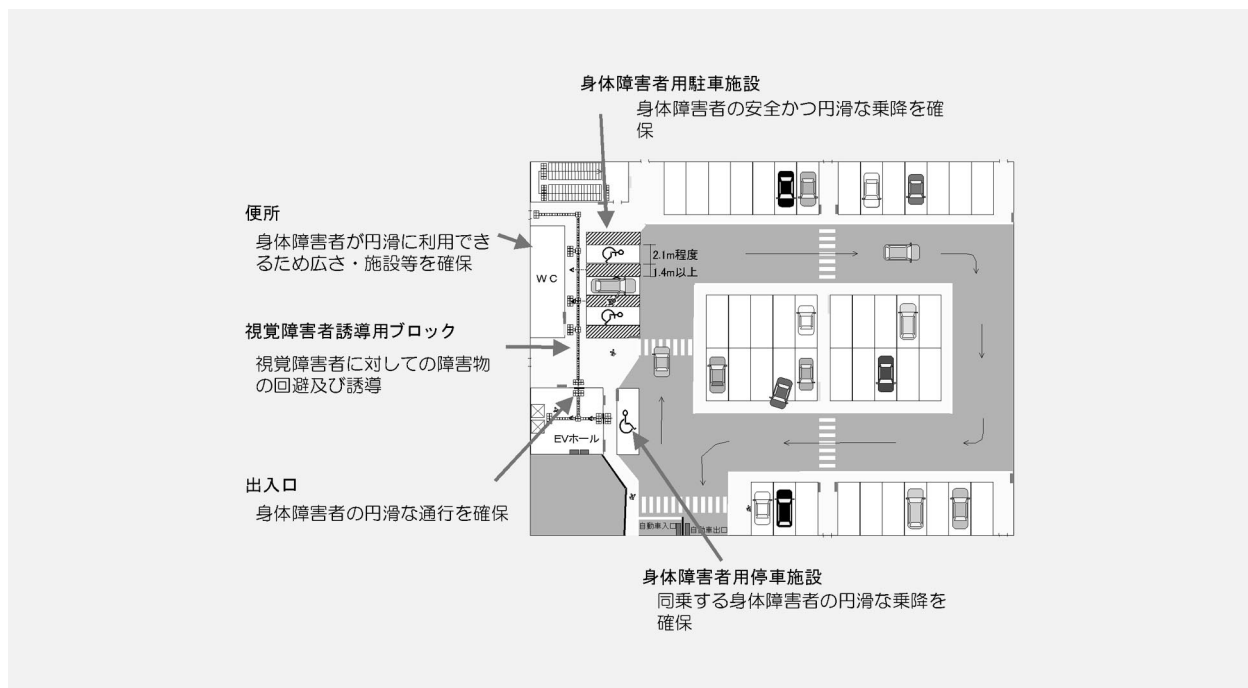
歩行者系の案内標識を設置する際の配慮事項等



エレベータの設置場所までの距離を表示した例



便所を表示する案内標識の標示板に身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号を表示した例





【地図の設置例】

を規定している。

「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合に、現在位置、当該案内標識に示す著名地点および表示する必要のある立体横断歩道等の施設の位置等を表示する地図を附置することを規定している。

また、当該地図の車いす使用者、外国人等に配慮した、様式、情報内容、掲示位置等について例示している。

#### (6) 休憩施設

歩行者の休憩需要に応じ、交差点、バス停等の交通結節点等に適当な間隔にベンチおよびその上屋を設けた休憩施設を設けることを規定するとともに、歩行空間等を有効利用した休憩施設の設置事例について例示している。

#### (7) 道路照明施設

- ・高齢者や身体障害者等の身体特性を考慮すると、安心・安全に移動できる明るさとして水平照度10ルクス以上とすることが望ましいことを規定している。
- ・確保すべき均斉度（当該歩道路面上の水平照度の最小値を平均値で除した値）等の歩道照明施設の配慮事項を規定している。

#### (8) 積雪寒冷地における配慮

積雪寒冷地において防雪施設、除雪施設等の設置の必要な箇所・区間について明示するとともに、消雪施設、ロードヒーティング等について事例を示している。

#### (9) 駅前広場

主たる歩行者動線は可能な限り水平移動とするものとし、できる限り垂直移動が少ない動線設定を行うことが必要であること、また、垂直移動はエレベーターにより行えるよう配慮することを規定している。

歩行者の主動線上に、高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる場合は、連続した上屋を設置することを規定している。

また、バス停留所やタクシー乗り場についても、高齢者、身体障害者等への配慮事項について例示している。



タクシー停車位置に接する部分を切り下げ、乗降しやすくする

## 3 今後の取り組み

今後は、本ガイドラインに基づき、重点整備地区における道路整備を図るとともに、その他の道路事業についても、積極的に活用するよう求めることとしている。さらにそれら整備の過程で蓄積された知見やデータを収集、評価し、ガイドラインにそれらを反映させていくこととしている。

#### 【参考文献】

「道路の移動円滑化ガイドライン」(財)国土技術研究センター、大成出版社、2003年1月